

第 6 期 幕別町総合計画 基本計画（案）

基本計画目次

第2部 基本計画（案）

第1章 協働と交流で住まいる	1
第1節 地域コミュニティ活性化の推進	1
1 地域コミュニティの活性化	1
2 人づくりによる地域コミュニティの醸成	1
3 拠点施設の整備	1
第2節 町民参加のまちづくりの推進	2
1 協働のまちづくりの推進	2
2 町民が参加しやすい環境づくり	2
3 男女共同参画社会の促進	2
第3節 国内交流や国際交流の推進	3
1 国内交流の推進	3
2 国際交流の推進	3
第4節 町民との情報共有とわかりやすい行政の推進	4
1 わかりやすい行政の展開	4
2 情報の公開と個人情報の保護	4
3 広報・広聴活動の充実	4
第5節 効率的で健全な行財政の運営	5
1 行政組織・機構の改革	5
2 行政事務の効率化	5
3 職員の資質の向上	5
4 財政の健全性の確保	5
5 公共施設の効率的、効果的な管理運営	6
第6節 広域行政の推進	7
1 広域行政事務の推進	7
第7節 移住・定住施策の推進	8
1 移住・定住の促進と情報発信	8
第8節 ICT活用の推進	9
1 地域情報化の推進	9
第2章 特色ある産業で住まいる	10
第1節 時代に即した農業振興	10
1 農業基盤の整備	10
2 農業支援システムの充実	10
3 農地の集積と集約化	10
4 担い手の育成・確保	10
5 農業経営の安定化	11
6 農畜産物の安定生産・生産性の向上	11
7 高付加価値化の促進	11
8 農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮	11
9 都市と農村との交流	11
10 農業に対する理解の促進	11
11 消費者と生産者との結びつきの強化	12
第2節 森林の多面的機能の保全と木材の利用促進	13
1 多面的機能を重視した森林づくりと森林保護	13
2 民有林の振興	13
3 木材の利用促進	13
4 森林に対する理解の促進	13
5 耕地防風林の保全	13
6 育苗事業の推進	13
7 担い手の育成と連携強化	13
第3節 地域特性を生かした商工業の振興	14
1 立地企業の振興	14
2 活発な商業活動の促進	14
3 企業誘致の促進	14

第4節	雇用環境の充実	15
1	雇用の拡大	15
2	勤労者福祉の充実	15
第5節	地域性あふれる観光の発信	16
1	観光振興の体制づくり	16
2	地域資源を生かした魅力ある観光地づくり	16
第3章	人がいきいき住まいる	17
第1節	安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	17
1	家庭・職場における子育てへの支援	17
2	保育施設・環境の整備	17
3	児童養護の充実	18
4	地域で子どもを豊かに育てる環境づくり	18
第2節	明るい長寿社会の実現	19
1	適切な介護サービスの提供	19
2	介護予防の充実	19
3	社会参加と生きがいのづくりの推進	19
第3節	障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現	20
1	安心した生活を送るためのサービスの充実	20
2	障がいのある人の自立した地域生活の支援	20
3	障がい者理解の推進	20
第4節	地域における福祉活動の推進	21
1	町民の福祉意識の高揚	21
2	地域で支え合う福祉の推進	21
3	ひとり親家庭の福祉の推進	21
4	低所得者福祉の推進	21
5	アイヌの人たちへの福祉の推進	21
第5節	持続可能な社会保障制度の確立	22
1	国民健康保険事業等の健全な運営	22
2	介護保険事業の健全な運営	22
3	国民年金制度の普及・啓発	22
第6節	町民一人ひとりの健康づくり	23
1	保健予防活動の充実	23
2	地域保健医療体制の充実	23
3	健康づくりと疾病予防	23
第7節	迅速かつ的確な消防・救急体制の確立	24
1	消防体制の充実強化	24
2	救急体制の充実	24
第8節	町民の安全・安心を守る災害対応の充実	25
1	災害に強いまちづくり	25
2	防災体制の充実	25
3	業務継続計画（BCP）の策定	25
4	自主防災組織の育成	26
第9節	交通安全と防犯体制の充実	27
1	交通安全思想の普及	27
2	交通安全施設の整備	27
3	防犯体制の充実	27
4	自主防犯活動の促進	27
5	街路灯の整備	27
第10節	消費者の権利尊重と自立支援	28
1	消費者の保護	28
2	消費者の自立支援	28
第11節	墓地環境と火葬場の整備	29
1	墓地の整備	29
2	火葬場の整備	29
第4章	豊かな学びと文化、スポーツで住まいる	30
第1節	豊かな人生を育む生涯学習の推進	30

1	学習プログラムの充実	30
2	情報提供の充実	30
3	指導者・団体の育成	30
4	学習・活動機会の充実	30
5	施設の機能充実	30
6	図書館機能の拡充	30
第2節	「生きる力」を育む学校教育の推進	31
1	幼児教育の充実	31
2	小中学校教育の充実	31
3	教育施設の整備	32
4	高等学校教育・特別支援学校の支援	32
第3節	青少年の健全育成の推進	33
1	青少年の健全育成	33
第4節	芸術・文化活動の振興	34
1	芸術・文化活動の支援と人材育成	34
2	芸術・文化事業の推進	34
3	芸術・文化鑑賞機会の拡充	34
第5節	歴史的文化の保存・伝承	35
1	施設の充実	35
2	歴史的文化の保存・継承と活用	35
3	アイヌ文化の保存振興と理解の促進	35
第6節	健康づくりとスポーツ活動の振興	36
1	スポーツ・レクリエーション活動の推進	36
2	指導者・組織の育成と支援	36
3	社会体育施設の整備拡充と有効活用	36
4	パークゴルフの振興	36
第5章	自然との調和で快適な住まい	37
第1節	美しい自然環境の保護と循環型社会の形成	37
1	自然保護意識の啓発	37
2	省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	37
3	ごみ処理の適正化による循環型社会の形成	37
4	環境美化の推進	37
5	不法投棄の防止	37
6	公害のないまちづくり	37
第2節	安全で機能的な道路と公共交通体系の整備	38
1	主要幹線道路の整備促進	38
2	町道の保全と整備	38
3	安全な道路環境の整備	38
4	公共交通機関の確保	39
5	除排雪体制の確立	39
第3節	地域に即した安心して生活できる住環境の整備	40
1	良好な居住環境の確保	40
2	土地開発指導の適正な運用	40
3	計画的な公営住宅の再生	40
第4節	町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備	41
1	うるおいのある公園の保全と整備	41
2	緑地の維持保全	41
第5節	安全安心な水道事業の運営	42
1	安全で安定した水資源の確保	42
2	水道事業の健全な運営	42
第6節	下水道の計画的な推進と効率的な排水処理	43
1	計画的な下水道事業の推進	43
2	効率的な下水処理の推進	43
3	財政収支の適正化	43
4	雨水排水対策の推進	43
第7節	計画的な土地利用の推進	44
1	計画に沿った土地利用	44

第2部 基本計画

第1章 協働と交流で住まいる

第1節 地域コミュニティ活性化の推進

【現状と課題】

- 活力あるまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの再生・活性化の促進が必要不可欠なものとなります。
- 本町では、現在114の公区が設置され、地域における課題解決などに当たっており、近年では、公区の連合組織も組織され活動していますが、その反面、都市化の進展や住民意識の多様化などにより、地域コミュニティ活動や地域の帰属意識が希薄化している傾向にあります。
- 公区のほかにも、ボランティアやNPO法人（民間非営利組織）などの地域的なエリアを超えた組織がありますが、リーダーや活動している人が限定され、特定の人とその役割を担っている状況もあります。
- 近年、企業が行う社会貢献活動の一貫として、地域活動が増加の傾向にあり、地域コミュニティの活性化の一翼を担うことが期待されています。
- 地域の担う役割は、少子高齢化が一層進展していく中であって、失われつつある相互扶助をはじめ、防災、防犯や子ども・高齢者の見守りなど、身近な課題解決を行う上で、ますます重要となっています。

【基本方針】

- ◆ 地域にある多様な組織によるコミュニティ活動を促進するとともに、地域づくりにつながる人材や団体の育成によるコミュニティの活性化を図ります。
- ◆ 活動の拠点となる施設の適正配置と整備を進めます。
- ◆ それぞれの地域の誇りや郷土意識に根ざした一体感のあるコミュニティの醸成を図ります。

【施策の方向性】

1 地域コミュニティの活性化

- (1) 多様な組織を通じ、地域に根ざしたコミュニティ活動を促進します。
- (2) 子どもから高齢者まで、同世代や異世代間の交流により、地域コミュニティの活性化を促進します。
- (3) 地域間における個人や各団体などの交流を深めるとともに、地域に根ざした行事などを通じ、地域への誇りや郷土意識の醸成を図ります。

2 人づくりによる地域コミュニティの醸成

- (1) 自助、共助、公助によるまちづくりを行うことを理念とし、地域の課題は地域で解決するという共助の力が発揮される人材の育成を図ります。
- (2) 地域づくりを支える団体の育成と地域をけん引する人材の育成を図ります。
- (3) 広く地域に貢献する活動を促進するため、ボランティア意識を啓発し、住民意識の高揚を図ります。

3 拠点施設の整備

- (1) コミュニティ活動の拠点施設である近隣センターは、地域コミュニティの維持を基本とし、地域住民の合意のもと、集約や適正配置を進めるとともに、施設の改修等を行います。
- (2) 教育施設を含め、公共施設の有効活用を図り、住民間の交流や活動の場の提供を進めます。

第2節 町民参加のまちづくりの推進

【現状と課題】

- 地域では、少子高齢化を要因とした、子育て、介護、防犯、環境保全など多くの解決すべき問題が存在しています。このような問題に対しては、これを全て行政で対応していくことは限界があり、町民、公区、企業、NPO法人など地域社会の多様な主体と行政との協働のまちづくりをこれまで以上に推進し、それぞれの主体による役割分担のもと、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る。」を基本に、町民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する住民自治の取組が必要です。
- 本町においては、従来から「協働のまちづくり」に取り組んできており、平成16年度からは協働のまちづくり支援事業に関する要綱を制定し、住民の多様な活動に対し支援を行っています。
- 様々な計画などの策定過程においては、審議会などの委員を一般公募するとともに、パブリックコメントの実施やワークショップの開催など、より町民が参加しやすい体制づくりに努めています。
- まちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、民間企業や教育・研究機関などの幅広い意見を聴く必要があります。
- 町民一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画することができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、これまで以上に女性の積極的な参画に向けた一層の取組が必要となっています。

【基本方針】

- ◆ 住民自治を基本とし、協働のまちづくりをさらに推進し、まちづくりに町民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 自主的な住民活動に対する支援と住民意識の高揚を図るとともに、まちづくりにおける男女共同参画を促進します。

【施策の方向性】

1 協働のまちづくりの推進

- (1) 公区活動などの町民の自主的な活動を支援します。
- (2) 「協働のまちづくり支援事業」をさらに推進するため、住民要望に即してメニューの見直しを図ります。

2 町民が参加しやすい環境づくり

- (1) 各種審議会をはじめとする附属機関委員の公募により、女性や若者など幅広い町民の参画を進めます。
- (2) 主要な計画の作成や町民に身近な施策の導入などにおいて、パブリックコメントやワークショップを開催するなど、施策等に対する意見を聴く機会の拡充を図り、一層の町民参画を促進します。

3 男女共同参画社会の促進

- (1) 男女共同参画社会を促進し、男女が共に働くための制度を啓発するとともに、家庭生活と仕事との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の普及を推進します。
- (2) 働く場や社会・地域活動など、あらゆる分野への男女平等参画を促進します。
- (3) 子育て支援策の充実を推進するとともに、男女の育児・介護休業制度の啓発を図ります。

第3節 国内交流や国際交流の推進

【現状と課題】

- 国内交流では、埼玉県上尾市、神奈川県開成町や高知県中土佐町との小学生による交流が行われています。
- 国際交流の分野では、中学生・高校生による海外派遣事業を実施しているほか、パークゴルフを通じた海外や十勝管内在住の外国人との交流、国際交流協会による各種事業の実施など様々な交流が行われています。
- 今後も、交流を通じた次世代の人材を育成するため、行政、経済、教育、文化などあらゆる分野での交流をさらに促進するための取組が必要です。

【基本方針】

- ◆ 国内交流を推進し、幅広い交流を行います。
- ◆ 学校教育や社会教育など、様々な場を通じて、国際理解の機会づくりと国際性豊かな人材の育成を図ります。

【施策の方向性】

1 国内交流の推進

- (1) 埼玉県上尾市、神奈川県開成町や高知県中土佐町をはじめ、様々な地域との交流による連携を強化します。
- (2) パークゴルフなどのスポーツや文化交流活動を通して、幅広い交流を進め、交流人口の拡大を図ります。

2 国際交流の推進

- (1) 国際性豊かな人材を育成するため、中高生の海外派遣や受入など交流機会の確保や体制づくりに努めます。
- (2) ホームステイの受入先や通訳の確保など、国際交流活動について、町国際交流協会や学校などへの支援を行います。
- (3) 国際交流員を継続配置し、生きた英語学習を進めるとともに、外国の文化等について国際理解を図ります。

第4節 町民との情報共有とわかりやすい行政の推進

【現状と課題】

- 社会情勢が変化する中、福祉や医療、年金など町民に密着した制度や施策も複雑多岐になってきており、町民の立場に寄り添った対応やサービスの提供がますます重要になっています。
- きめ細かなサービスを展開するためには、常に町民の意向を把握することが求められており、様々な機会を通して広聴機能の充実を図ることが必要となっています。
- 町民との情報の共有化を更に進めるため、広報紙等による広報活動の充実を図るとともに、近年の情報化社会を踏まえ、ウェブサイトやSNSなどのICTを活用した双方向の情報発信の必要性が高まっています。
- 今後は、タウンミーティングなどの実施による一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

【基本方針】

- ◆ 町民にわかりやすく丁寧な対応と説明に心がけるとともに、的確な情報提供と住民ニーズの把握に努めます。

【施策の方向性】

1 わかりやすい行政の展開

- (1) 各種計画など、まちづくりに関する情報や町民に密接に関連する事業、サービスについてわかりやすく的確な情報提供に努めます。

2 情報の公開と個人情報の保護

- (1) 公正迅速で開かれた行政情報の提供を進めるため、適切な文書管理を行うとともに個人情報やプライバシーを保護します。

3 広報・広聴活動の充実

- (1) ホームページやSNSの活用により、的確な情報発信を行うとともに、親しみやすい広報紙づくりに努めます。
- (2) アンケート調査、意見箱の設置、ワークショップの実施やSNSなどICTの活用による町民意見要望の的確な把握に努めます。
- (3) 出前講座のほか、町民と直接対話し、施策等に反映させる手法として、タウンミーティングなどの取組を推進します。

第5節 効率的で健全な行財政の運営

【現状と課題】

- 地方分権が進展し、個性を生かした自立したまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応し、町民の期待と信頼に応える組織づくりが重要となっています。
- 自然災害など町民の生命や財産を脅かす不測の事態が発生した場合であっても、これらのリスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する組織体制の強化が求められています。
- 財政運営面においては、少子高齢化の影響による人口減少社会の進行に伴い、町税収入の減少が見込まれるとともに、地方財政制度の先行きも不透明な状況にあります。
- 幕別町行政改革大綱に基づき、不断の行財政改革を推進するとともに、社会保障関係経費をはじめ、老朽化による公共施設の維持管理経費の増嵩など、将来の財政需要に対応できる効率的で健全な財政運営を進めていく必要があります。

【基本方針】

- ◆ 総合計画や各種計画の具現化を図るため、中・長期的な展望に立った行財政運営を進めます。
- ◆ 最小の経費で最大の効果をあげることを基本として、徹底した行財政改革を進め、行政組織機構の見直しや行政事務の効率化、財政の健全性の確保に努めます。
- ◆ 多様化・複雑化する住民ニーズを的確に捉え、幅広い視野と企画創造力を持った職員となるよう人材育成を図ります。

【施策の方向性】

1 行政組織・機構の改革

- (1) より簡素で効率的、機動的な組織機構を目指し、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを進め、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図ります。
- (2) 住民ニーズに迅速かつ的確に応えるために、関係する各部・課の連携を強化します。

2 行政事務の効率化

- (1) 経常経費の適時見直しを行うとともに、国・道の補助金、交付金などの効果的な活用やより有利な地方債の選択などにより、健全な財政運営に取り組みます。
- (2) 行政改革、事務評価等により、限られた財源を効果的に活用するため、事業の選択と集中を図り、主要事業に重点的に配分するなど、常に創意工夫を心がけ、効率的な予算執行に努めます。
- (3) 地方分権を推進するとともに、権限移譲による住民サービスの質的、量的な向上に努めます。

3 職員の資質の向上

- (1) 職場内研修や各種研修機関への派遣などを通して、職員一人ひとりのコミュニケーション能力や政策形成能力など、職員の資質の向上に努めます。
- (2) 人事評価制度による人材育成を図り、職員の能力を最大限発揮させ、住民サービスの向上に努めます。

4 財政の健全性の確保

- (1) 町税などの収納率向上による自主財源の確保や受益者負担の適正化を進めるとともに、新たな財源の確保を図ります。
- (2) 公会計制度の導入による積極的な財政情報の公開を進め、町民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。
- (3) 公有地の適切な管理に努めるとともに、必要に応じて効果的な財産の取得や売却などを進めます。

5 公共施設の効率的、効果的な管理運営

- (1) 公共施設の維持管理に当たり、費用対効果を的確に判断し、指定管理者制度の活用など、適正な管理運営に努め、住民サービスの向上を図ります。
- (2) 人口減少・少子高齢化など、時代の変化に対応した施設の在り方や効率的・効果的な活用を図るため、幕別町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な配置を進めます。

第6節 広域行政の推進

【現状と課題】

- 交通や通信体系が発達し、町民の日常生活圏が拡大している中、今後も広域行政の取組は重要であります。
- 保健・医療技術者の養成、教育研修センターの運営、税の滞納処理、ごみやし尿処理施設の運営などについて、一部事務組合や十勝圏域の市町村との密接な連携のもとに取り組んでいます。
- 医療、福祉、産業振興分野などで相互の連携を図り、定住の受け皿となる自立した生活圏域の形成に努めています。
- 介護保険、障害支援区分の認定審査を東部4町で共同設置しているほか、より広域的な視点から都市計画を進めるため、帯広市、音更町、芽室町と連携を図りながら、帯広圏として広域都市圏を形成しています。
- 市町村の枠を超えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特性を生かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割が今まで以上に重要となっています。

【基本方針】

- ◆ 近隣市町村との共通の課題に対応するため、これまで以上に連携を深め、効率的、効果的な広域行政を進めます。

【施策の方向性】

1 広域行政事務の推進

- (1) 一部事務組合や介護認定審査会など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。
- (2) 共通課題の解決に向け、今後とも広域行政事務の調査、研究を進めます。

第7節 移住・定住施策の推進

【現状と課題】

- 本町の人口は、1980年代から札内地区を中心とした宅地造成に伴い、順調に人口増加を続けてきましたが、近年では横ばい傾向から、減少傾向に転じています。
- 少子高齢化・人口減少の進行は、国と地方にとって共通の課題であり、本町においても多様な世代が安心して暮らせる環境整備の充実をはじめ、人口減少をできる限り抑制するための施策が必要となっています。

【基本方針】

- ◆ 地域資源を最大限に活用し、まちの魅力の向上を図り、移住・定住施策を推進します。

【施策の方向性】

1 移住・定住の促進と情報発信

- (1) 子どもから高齢者までが安心して暮らせる住宅環境の整備に努めます。
- (2) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住を促進します。
- (3) 移住を検討している人に対する相談窓口の設置や移住・定住相談会等に参加し、移住・定住情報を積極的に発信します。
- (4) 空き地・空き家バンク制度による、町内の空き地・空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進します。

第8節 ICT活用の推進

【現状と課題】

- ICTの飛躍的な発展に伴い、ICTがコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- インターネットの普及により、情報サービスの提供や情報の共有化が進み、住民生活に必要なライフラインとしてICTは広く一般社会に浸透しています。
- 行政運営においても、住民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図ります。
- インターネット等による行政情報の提供や各種手続の電子化など、電子自治体化に向けた基盤整備の構築が求められているとともに、情報セキュリティに係る対策の強化が重要となっています。

【基本方針】

- ◆ ICTを活用した行政サービスの向上に努めるとともに、インターネット環境の格差是正を図り、町民が情報を入手しやすい環境整備を進めます。

【施策の方向性】

1 地域情報化の推進

- (1) スマートフォン、パソコンなどの情報通信環境の地域間格差の是正を図ります。
- (2) 行政情報システムの充実により、事務の効率化に努め、窓口サービスの向上を図ります。
- (3) 行政情報のセキュリティを確保するとともに、個人情報やプライバシーの保護に努めます。

第2章 特色ある産業で住まいる

第1節 時代に即した農業振興

【現状と課題】

- 本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮とともに食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。
- 米国のTPP離脱や日EU・EPA交渉の進展、農業改革関連法案の可決など農業を取り巻く情勢はグローバル化しており、生産現場においては今後の農業経営に対する不安感や不透明感が増大しています。
- 少子高齢化により担い手の減少や高齢化が進行する中、農業農村の安定的な発展や地域社会の活性化を図るため、担い手の確保・育成を行い、意欲のある農業の担い手が安心して経営ができる環境づくりを進めていくことが重要になっています。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が非常に高い中、我が国の主要な食料供給基地としての役割を果たすため、安全で良質な食料を安定的に生産・供給する体制づくりを進めていくことが重要になっています。
- 安定的な農業生産に資するため、生産基盤や流通加工体制を整備するとともに、効率的な農地の利用やICTの活用など時代に応じた農業生産体制を確立することが必要です。
- 交通や情報のネットワークが拡大し、経済がグローバル化する中、地域ブランドの形成や農業者による加工販売、情報発信など農畜産物の高付加価値化を進めていくことが必要です。
- 農畜産物に対する消費者の期待と信頼に応えるため、「環境保全型農業」など環境と調和した持続的な農業を推進するとともに、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されるような農村づくりを進めていくことが必要です。

【基本方針】

- ◆ 環境と調和しながら安全・安心で質の高い農畜産物を生産するとともに、付加価値を高め、国内外の食市場の環境変化に対応できる競争力のある力強い農業と、活力とうるおいのある農村づくりを進めます。
- ◆ 地域農業の持続的な発展を図るため、担い手の育成・確保と農地の集積・集約化を進めます。

【施策の方向性】

1 農業基盤の整備

- (1) 農地や農業水利施設の整備は、農地の生産力を最大限に引き出し、収量、品質及び生産性の向上、さらには、低温や長雨による冷湿害の軽減など、効果が大きいことから、計画的な基盤整備を推進します。
- (2) 効率的な農畜産物の輸送や快適な生活環境を確保するため、計画的な農道整備を推進します。

2 農業支援システムの充実

- (1) 最新の気象情報の入手や農地の集積・集約化の迅速な手続きに必要な農業情報システムの活用と関連機器の更新整備を図ります。

3 農地の集積と集約化

- (1) 担い手の経営の安定化・効率化を図るため、農地の集積・集約化などを進めるとともに、遊休農地の発生防止に努めます。

4 担い手の育成・確保

- (1) 公益財団法人幕別町農業振興公社と連携し、農業後継者の育成や仲間づくり、パートナー対策を推進するとともに、新規参入者の育成・確保を図ります。

- (2) 家族経営協定の締結の支援などにより、女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりを促進します。
- (3) 農村地域の空き家等の地域資源を活用して、農業従事者など、移住・定住希望者のニーズに応じた定住環境の整備を図り、農村地域の活性化及び定住人口の確保に努めます。

5 農業経営の安定化

- (1) 関係機関と協力し、営農指導の充実・強化を推進するとともに、農業金融制度の効果的活用のもとに足腰の強い経営体の育成、強化を図ります。
- (2) 認定農業者制度を活用した農業経営改善計画の作成指導や認定後のフォローアップ、農業経営の法人化などを促進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を図ります。
- (3) コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織など営農支援組織の取組を支援するとともに、オペレーター等の人材確保の取組などを支援し、農業経営の安定化を図ります。

6 農畜産物の安定生産・生産性の向上

- (1) 有機資源を活用した土づくりやGAPの導入など安全性に配慮した農業を支援するとともに、農業試験ほ場での成果を活用するなど、農畜産物の安定的な収量確保や生産性の向上を図ります。
- (2) 労働力の確保のため、ICTを活用したスマート農業をはじめ、障がい者や高齢者を雇用する農業と福祉が連携した取組（農福連携事業）などを促進します。
- (3) 良質な自給飼料の効率的生産を促進するため、補助事業などを活用した計画的な草地整備や粗飼料収穫コントラクターの利用を促進します。
- (4) 家畜の疾病や事故などによる損失を防ぐため、家畜衛生対策の充実を図ります。
- (5) 家畜飼養管理技術の向上と乳牛及び肉用牛の改良による乳量や産肉能力の優れた牛の増殖を図ります。
- (6) 町営牧場の効率的な管理運営に努めるとともに、預託農家における粗飼料の安定確保を図ります。
- (7) 猟友会等の担い手を育成し、有害鳥獣による食害など農業被害防止に努めます。

7 高付加価値化の促進

- (1) 競争力のある地域ブランドの形成に向けて、生産から加工、流通体系の整備を図るとともに、産学官金言等の連携を強化し、販路拡大やPRなどの付加価値向上に向けた総合的な取組を推進します。

8 農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮

- (1) 農業・農村が有する多面的機能の維持及び発揮を目的として行われる農地や水路などの地域資源の保全管理に取り組む地域活動を促進します。
- (2) 「環境保全型農業」など環境に配慮した農業生産方式を取り入れる農業者を支援し、持続可能な農業を推進します。
- (3) 家畜ふん尿の積極的な利活用を促進するため、ふん尿処理技術の紹介や、堆肥や液肥施用の有効性について啓発を図り、バイオガスプラントの導入及び耕畜連携による地域循環システムを推進します。
- (4) 農村の生活の場としての魅力を一層高めていくため、快適でゆとりある生活環境の整備を進めます。

9 都市と農村との交流

- (1) 美しい農村景観の創出を促進し、都市市民の休養、教育の場として開かれた活力ある農村づくりに努め、グリーンツーリズムを推進します。

10 農業に対する理解の促進

- (1) 食料を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する食農教育を推進します。

11 消費者と生産者との結びつきの強化

- (1) 直売所やイベントでの地元農畜産物の販売などを通じて、消費者と生産者との交流を進め、地産地消を推進します。

第2節 森林の多面的機能の保全と木材の利用促進

【現状と課題】

- 本町の森林面積は 14,751ha で、町全体の面積の約 31%を占め、その内訳は私有林が 8,618ha で最も多く、次いで道有林が 3,857ha、町有林が 2,276ha となっています。
- 林業を取り巻く環境は、主伐が増加傾向にあり、伐採後の造林など森林整備を適切に推進していく上で労働力の確保が不可欠ですが、林業労働者の高齢化に伴い、新たな担い手の確保や雇用安定化のための林業事業体の体質強化等の対策が必要です。
- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の特性や自然環境の変化を考慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることが求められています。
- エゾシカによる森林被害は、適切な森林整備の実施に支障を及ぼすことから、被害防止の措置を講じるとともに、造林木の確実な育成を図る必要があります。
- 森林認証制度など国産材の価値が見直され、利用が期待されており、町内産木材の活用を促進する必要があります。

【基本方針】

- ◆ 森林が持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに森林資源の循環利用を促進します。
- ◆ 町内産木材の活用を進めます。

【施策の方向性】

1 多面的機能を重視した森林づくりと森林保護

- (1) 森林の有する公益的機能の維持増進のために計画的な造林・育林事業を進め、水源涵養や山地災害の防止を図るとともに生活環境や生物多様性の保全、保健機能など森林の持つ多様な機能の活用を推進します。また、エゾシカの被害状況に応じ、被害を防止するための鳥獣害防止森林区域を設定し、適切な鳥獣害防止対策に努めます。

2 民有林の振興

- (1) 地域の中核的な林業事業主体である森林組合との一層の連携を図り、森林所有者による造林や除間伐などの森林施業を促進するなど、民有林の振興を進めます。

3 木材の利用促進

- (1) 地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るため、町で策定した「幕別町地域材利用推進方針」に基づき、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」を推進します。

4 森林に対する理解の促進

- (1) 地域が連携して行う木育活動などを通して、森林の有する多面的機能に対する理解を深めます。

5 耕地防風林の保全

- (1) 耕地防風林の保全・造成を推進し、農地の保護や十勝らしい魅力ある農村景観の創出を図ります。

6 育苗事業の推進

- (1) 育苗事業の充実など「育てる」林業を一層推進するとともに、林業従事者の雇用の場の確保を図ります。

7 担い手の育成と連携強化

- (1) 森林組合や関係機関と連携しながら、林業従事者の就業条件を整備し、林業後継者の育成を促進します。

第3節 地域特性を生かした商工業の振興

【現状と課題】

- 商業・サービス業は、商工会と連携しながら商品券事業等地元購買力を高める事業を推進していますが、価格や品揃え、サービスに関して大型事業者や通信販売・インターネット事業者との競争が厳しく、町外への消費の流出も進んでいます。
- 中心市街地の空洞化が進む中、商業団体の育成や指導者の充実をはじめ、商業者の協同意識の高揚や後継者の育成に取り組み、街の顔としての魅力ある商店街の創出が求められています。
- 少子高齢化の進行に伴い地域マーケットが縮小する中で生活必需品などを取り扱う店舗の維持や町外から顧客を獲得するため、自らの創意工夫により経営力の一層の強化を図るとともに新たなビジネスモデルの開拓や新分野への事業展開に果敢に挑戦していく積極性や創造性が求められています。
- 平成28年の台風被害からの復旧・復興が続いており、建設業・製造業等は持ち直しの基調が見られますが、人手不足感の強まりや資材調達コストの上昇が改善の足取りを鈍らせています。
- 企業の投資環境が厳しく従来型の誘致が大変難しい中、発達した通信技術や自然の恵みが豊富な地域特性を生かし、サテライトオフィスなど地方移転が可能な企業誘致やテレワークを可能とする人材誘致を進める必要があります。

【基本方針】

- ◆ 商店街の魅力づくりや中心市街地の活性化の取組を支援するとともに、商工会、農協等の関係機関との連携により、農業などの地域資源を活用した新規事業の取組を促進します。
- ◆ 商工業の充実・強化を図るため、地場産業の振興を主体に企業誘致を進めるとともに、立地企業の活性化を促進します。

【施策の方向性】

1 立地企業の振興

- (1) 企業訪問や情報交換などを通して、企業の課題解決の取組を支援するなど、立地企業の活性化を促進します。
- (2) 中小企業の育成・発展や事業承継のため、国や北海道との連携を強化するとともに、社会情勢にあった融資制度を提供して経営安定策を図ります。
- (3) 商工会を中心にネットワーク化を促進し、後継者を育成するとともに、様々な研修の機会を活用した人材育成を通じ、技術力や競争力の向上を図ります。

2 活発な商業活動の促進

- (1) 中小小売店の連携によるビジネスの展開を促進するなど商業機能の充実を支援します。
- (2) 商工会との連携により商品券事業やイベントなどの共同事業を展開し、地域経済の活性化を図ります。
- (3) 地域資源を生かした新たな特産品の創出等に努めるとともに、販路の拡大や情報の発信を進めます。
- (4) 中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、賑わいのある商店街づくりを推進します。
- (5) 新規に参入する事業者の創業等の負担軽減を図り、円滑な事業展開を促進します。

3 企業誘致の促進

- (1) 関係機関と連携し、地場産業や地域資源と関連の強い業種を中心に企業や人材を誘致する取組を進めます。
- (2) 新たな企業や人材が進出しやすい環境を整えるなど、企業立地を促進します。

第4節 雇用環境の充実

【現状と課題】

- 近年の雇用情勢は有効求人倍率が高めに推移していますが、非正規雇用の求人が多いことや職種によっては求職者数と求人者数にかい離が見られます。
- 働く人一人ひとりが安心して生活できるよう、福利厚生など雇用環境の向上に努め、魅力ある雇用の場を創出することが課題です。
- 季節労働者の安定的雇用や、高齢者、障がい者の雇用の場の確保が求められています。

【基本方針】

- ◆ 企業誘致など新規事業の創出と立地企業の活性化を図るとともに、働きやすい魅力ある環境づくりを促進します。
- ◆ 季節労働者の通年雇用化や働く意欲のある高齢者等の就業機会の拡大を図り、安定と自立を基本とした雇用対策を促進します。

【施策の方向性】

1 雇用の拡大

- (1) 立地企業の育成や企業誘致に努めるとともに、関係機関と連携し、事業創設及び拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行い、雇用の場の拡大・確保を図ります。
- (2) 冬季間における就労の場の確保に努めるとともに、季節労働者が通年就労できるよう事業者、季節労働者への支援を行います。
- (3) 高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者の雇用を促進します。

2 勤労者福祉の充実

- (1) 育児・介護休業制度の普及を通じ、子育てしやすい職場環境づくりや労働条件の改善、福利厚生事業の充実を促進します。
- (2) 勤労者の生活安定を図るため、勤労者福祉資金貸付制度を推進します。

第5節 地域性あふれる観光の発信

【現状と課題】

- 本町では、発祥の地であるパークゴルフをはじめ、ナウマン象記念館、キャンプ場、温泉宿泊施設、スキー場など一年を通して楽しめる観光資源があり、美しい自然環境のもと、ゆったりとした時間を過ごすことができ、観光・交流の面で潜在的な可能性を秘めています。
- 本町は、高速道路網の整備に伴い、札幌圏からの日帰り観光が可能になったほか、とち帯広空港からも車で30分の近距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた環境にあります。
- 近年の観光ニーズは、自然、健康、体験など多様化や個性化の傾向を増しており、旅行形態も小グループや家族、個人旅行などが増加しています。
- SNSの普及により情報が国内外に広く発信され、海外からも多くの方が本町に訪れていることから、更なる滞在に向けた受入体制の整備、充実に努める必要があります。
- 幅広くきめ細かな観光情報を的確に提供するとともに、地域の観光資源を最大に生かしながら、産業間・業種間の連携や十勝圏域内の広域的な連携を進め、魅力ある観光づくりに取り組む必要があります。

【基本方針】

- ◆ 観光事業者、地域住民、行政が役割分担しながらパートナーシップに基づいて連携し、国内外からの観光客を受け入れる観光推進体制の整備を図ります。
- ◆ 豊かな自然に育まれた多様な地域資源を活用するとともにその観光的価値を高めながら、「食べる、見る、遊ぶ、体験する」が可能な地域性あふれる観光地づくりを進めます。

【施策の方向性】

1 観光振興の体制づくり

- (1) 観光物産協会を中心として、地域住民、行政が連携し、国内外から訪れる観光客の滞在型観光を推進するため、観光客の受入体制の整備充実・強化を図ります。
- (2) 観光物産パンフレットの作成・配布、ホームページの活用のほか、SNSの活用や地域おこし協力隊など外部視点の導入による観光PRを推進します。

2 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり

- (1) 時代とともに多様化・個性化する観光客のニーズの把握と効果的な誘客活動により、観光資源を最大限に活用した滞在型観光の推進と新たな観光資源の開発に取り組みます。
- (2) 商工会をはじめとして、農協や関係団体との連携を図り、地域住民を交えた魅力あるイベントづくりを進めます。
- (3) 町内外の観光物産イベントの出展などにより、農産物や加工品など地域の特色を生かした物産情報を広く発信するなど物産振興を促進します。
- (4) スキー場を活用した冬のアウトラ型観光を推進します。

第3章 人がいきいき住まいる

第1節 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

【現状と課題】

- 出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた未婚・非婚化や晩婚・晩産化に加えて、依然として厳しい出産前後の女性の就業継続や子育て世代の男性の長時間労働などにより、今後も少子化が一層進行する見通しが示されています。
- 核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。
- このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらも子育てできる環境の整備を行い、子どもの権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく必要があります。
- 本町では、平成29年度から妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応したワンストップ窓口として「幕別町子育て世代包括支援センター」を設置しました。
- 認可保育所が5か所、へき地保育所が6か所、学童保育所が5か所ありますが、町内の年少人口は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズの多様化や保育需要が増加している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

【基本方針】

- ◆ 子育て支援のための総合計画である「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、きめ細やかな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策を推進します。
- ◆ 「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支えるまちづくりのため、子どもの支援に加え、子どもの育ちや学びを取り巻く全ての人及び団体に対する支援に努めます。
- ◆ 育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。
- ◆ 地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

【施策の方向性】

1 家庭・職場における子育てへの支援

- (1) 妊娠、出産、子育て期に係る相談、支援の強化を図るため、妊産婦訪問、検診などの母子保健事業、さらには子育て世代包括支援センターにおける相談体制を充実するとともに、出産、育児に関する知識・情報を提供することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- (2) すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、多子世帯や低所得者世帯の保育料の軽減等により、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。
- (3) 仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児・介護休業制度などの普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい環境づくりを推進します。

2 保育施設・環境の整備

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育需要に対応するため、認定こども園をはじめ、小規模保育、企業主導型保育事業の活用などによる受け皿の整備を進めます。
- (2) 学童保育の指導員の確保を図るとともに、保育児童数の適正定員に基づく施設の整備を進め、学童保育のサービス維持に努めます。

- (3) 保育ニーズの多様化に対応し、休日保育や病児保育などの新たな保育事業の拡充に努めます。

3 児童養護の充実

- (1) 子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、町民一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を図ります。
- (3) 貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないように、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方など、関係性の把握に努めます。

4 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

- (1) 子育て支援センターを中核施設として、子どもや保護者に交流の場を提供し、子育て情報を提供するとともに、相談などの充実に努めます。
- (2) ファミリー・サポート・センター事業の制度普及を図るとともに、会員数を増やし、安定的、継続的な援助活動を行うことができる体制を整えます。
- (3) 地域住民が子育て（特に未就学児童）に関わり、地域社会全体で子育てを応援できる環境の整備を図るため、子育てボランティアの育成とその活動を支援します。
- (4) 子どもが自然とのふれあいや交流会、遊び体験などを通して情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

第2節 明るい長寿社会の実現

【現状と課題】

- 本町の65歳以上の老年人口は、平成17年国勢調査で6,069人、平成22年が6,867人、平成27年が8,025人となっており、10年間で32.2%の高い伸びとなっています。
- 老年人口比率では、平成17年国勢調査時点で22.6%であったものが、平成22年には25.9%、平成27年には30.0%となり、高齢化が急速に進んでいます。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想され、今後、医療や介護の需要が大幅に増加する中で、様々な課題に対応する必要があります。
- 本町では、平成27年3月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様化する各種需要に対応できるよう地域包括支援センター機能の更なる充実が必要となっています。
- こうした中、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防の充実に努めています。
- 健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備が求められています。

【基本方針】

- ◆ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ◆ 社会福祉協議会、医療・福祉法人、NPO法人、ボランティアなどとの連携により、在宅介護に対する支援や介護予防、施設利用などの必要なサービスが利用者に受けられやすい体制づくりを図ります。

【施策の方向性】

1 適切な介護サービスの提供

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに、必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターの機能の充実を進めます。

2 介護予防の充実

- (1) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止に向けた取組を身近なところで行えるよう、地域特性、ニーズに応じた介護予防を推進します。
- (2) 高齢者のスポーツ活動や運動教室を通じて健康を維持し、介護予防につなげます。
- (3) 高齢者の社会参加活動やボランティア活動を通じて、介護予防を推進します。

3 社会参加と生きがいの推進

- (1) 高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に参加できる「場」を提供するとともに、就労機会の提供や多様な交流機会の創出を支援することにより、地域貢献による充実感の醸成及び社会の構成員として自覚ができる機会の確保など、生きがいを進めます。

第3節 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

【現状と課題】

- 本町の障害者手帳保持者数は年々増加し、特に内部障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなどの外見からは分かりにくい障がいのある人が増えています。また、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでいる現状にあり、将来、親が障がいのある子を支えられなくなったときの支援体制の整備が課題となっています。
- 障がいのある人を理解し、障がいの有無にかかわらず、互いの人格や個性を尊重し合い、ともに支え合う地域共生社会の推進が必要であります。
- 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進する必要があります。
- また、国においては、「障がい児福祉計画」の策定を市町村の義務とし、障がい児への支援体制を計画的に構築することを求めています。
- 今後は、関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援に加え、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。

【基本方針】

- ◆ 「幕別町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人が自己選択、自己決定により、地域の中で自分が望む生活を送り、地域の一員として社会参加できる共生社会の構築を図るとともに、ライフステージごとの適切な引継ぎと継続した支援の体制強化を図ります。

【施策の方向性】

1 安心した生活を送るためのサービスの充実

- (1) 障がいのある人が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活・安心した社会生活ができるよう、心身の状況に応じた各種福祉サービスの充実を図ります。
- (2) 障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

2 障がいのある人の自立した地域生活の支援

- (1) 障がいのある人が孤立することのないよう家族、ボランティア団体、地域などと連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりや社会適応訓練などを充実させ、社会参加を促進するとともに、住み慣れた地域で元気に暮らすことができるユニバーサルデザインの視点に立った環境を整備します。
- (2) 障がいのある人が就労を経験する機会を増やし、雇用する側の障がいに対する理解や体制づくりを支援するとともに、個々の能力に応じて働けるよう関係機関と連携し、雇用を促進します。
- (3) 特別支援学校と連携し、職場体験の企業開拓と生徒の就労体験の場を提供し、就職へつなげるための支援を図ります。
- (4) 発達支援システムに基づき、発達の遅れや障がいのある児童の早期発見・早期療養体制の充実を図り、「気づきの段階」から切れ目のない一貫した支援を推進し、自立した生活ができるための支援体制の確立に努めます。

3 障がい者理解の推進

- (1) ノーマライゼーションの理念の下、障がいに対する正しい知識と理解を進め、障がい者差別の解消や虐待防止の啓発を図るとともに、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流及び啓発活動を推進します。

第4節 地域における福祉活動の推進

【現状と課題】

- 住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助の機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、様々な問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。
- 家庭、地域コミュニティ、民間の各種事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的にに関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。
- ひとり親家庭は、離婚や死別などにより経済的、社会的、精神的にも不安定な状況が生じやすいことから、子どもの発育に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。
- ひとり親家庭が安心した生活ができるよう現状の把握をし、貧困の連鎖に陥らないよう自立促進に向け、相談機能の充実や各種制度の情報提供が必要であります。
- アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的地位の向上による生活の安定と福祉の向上が図られるよう、相談体制や生活環境の改善を推進する必要があります。

【基本方針】

- ◆ 町民の福祉に対する意識を高めるとともに家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う社会福祉の形成を図ります。
- ◆ 生活困窮に陥りがちなひとり親家庭や低所得者世帯に対し、自立に向けた支援に努めます。

【施策の方向性】

1 町民の福祉意識の高揚

- (1) 町民一人ひとりがともに支え合い、安心して生活することができる福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携し、情報の提供など幅広い取組を展開します。
- (2) 町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉に関する教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、確保を図ります。

2 地域で支え合う福祉の推進

- (1) 身近な地域における福祉活動を円滑に取り組むことができるよう、社会福祉協議会などと連携を図りながら地域福祉のネットワークづくりを進め、家庭、地域、地域サロン、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域福祉活動を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を推進します。

3 ひとり親家庭の福祉の推進

- (1) ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、貧困の連鎖を防ぐための就労支援や総合的支援の取組を進め、安心して子どもの養育が行えるよう相談や指導助言などの充実に努めます。
- (2) 国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに、情報提供に努めます。

4 低所得者福祉の推進

- (1) 自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を推進します。

5 アイヌの人たちへの福祉の推進

- (1) 住宅新築など資金制度の活用による居住環境の整備を促進します。
- (2) アイヌの人たちが今後も安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実に努めます。
- (3) 生活館を核とした地域活動を促進します。

第5節 持続可能な社会保障制度の確立

【現状と課題】

- 国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、医療水準も高い一方で、低所得者が多いことから財政運営が不安定になるといった構造的な課題の解決に向け、平成30年度から都道府県が市町村とともに共同保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体として安定的な運営を目指すこととなります。平成20年度から創設された後期高齢者医療制度においては、今後、団塊世代の加入による被保険者数の増加に伴って、さらに医療費の増加が見込まれるところです。いずれの制度も持続可能な医療保険制度として、安定的かつ持続的に運営できるよう関係機関と連携した取組を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、介護給付費も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るためには、高齢者の自立支援や要介護状態等になることの予防が重要です。
- 社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望まれます。
- 高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。

【基本方針】

- ◆ 全ての町民が安心して豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、国民健康保険制度、介護保険制度の健全な運営に努めるとともに、安心できる年金制度の維持・普及を図ります。

【施策の方向性】

1 国民健康保険事業等の健全な運営

- (1) 保険税収納率の向上やレセプト点検の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 特定健診・特定保健指導など保健事業を実施し、医療費の抑制に取り組みます。
- (3) 北海道及び北海道後期高齢者医療広域連合との連携により、制度の周知と適切な運用に努めます。

2 介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 各種団体との連携を深め、介護予防を重視したサービスの充実と質の向上を図ります。
- (3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。

3 国民年金制度の普及・啓発

- (1) 町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、日本年金機構と協力・連携し、正確な国民年金制度の普及・啓発を図ります。

第6節 町民一人ひとりの健康づくり

【現状と課題】

- 急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、医師不足など保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、健康リスクが増大するとともに、地域社会においては人間関係の希薄化による疎外感や孤立感の高まりなど、精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、メンタルヘルス不調を起こしやすい状況です。
- 高齢化の進展に伴って、循環器疾患や認知機能低下等で日常生活に介護の必要な高齢者の増加も課題となっています。
- 検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の2次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する1次予防を進めていく必要があります。
- 各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通して、町民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及していくことが求められています。
- こうしたことから、医療、保健及び教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに、初期診療から高度専門医療までの広範囲なニーズに的確に対応する保健医療体制の充実が必要となっています。

【基本方針】

- ◆ 「まくべつ健康21」に基づき、健診体制の充実と健康づくりの取組により、疾病の早期発見・治療に努め、健康寿命の延伸を図るとともに、町民一人ひとりが自らの心と体の健康管理を適切に行うための情報提供と意識の向上を図ります。

【施策の方向性】

1 保健予防活動の充実

- (1) 生活習慣病予防のため健診機会の提供や受診率の向上を図るとともに、健診後の保健指導や相談を充実し、町民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、ライフステージに対応した保健予防活動を推進します。
- (2) がんなどの疾病の早期発見・早期治療のため検診体制を整備し、各種検診の受診率向上を図るとともに、疾病予防と検診受診の重要性の普及・啓発を図ります。

2 地域保健医療体制の充実

- (1) 町民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携をしながら、地域の救急・医療体制の確保と環境の整備充実を図ります。

3 健康づくりと疾病予防

- (1) 町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、身体や心の健康に関する相談事業をはじめ、食生活の改善、運動習慣の定着などの知識普及・啓発を図ります。
- (2) 健康づくりのための地区組織育成と自主的活動を促進します。

第7節 迅速かつ的確な消防・救急体制の確立

【現状と課題】

- 近年の災害は、複雑多様化及び大規模化する傾向を示しているとともに、高齢化の進行などにより、救急業務が増加するなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 町民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに、災害から身を守るため、一人ひとりの防災意識を高めることが求められています。
- 地域の安心安全を守るためには、消防団員は欠かせない存在であり、魅力ある消防団となるよう、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。
- 救急業務については、救急救命士の薬剤投与、気管挿管・処置拡大など、高度救命活動に対応した研修の計画的な実施とともに、救急隊員の資質の向上を図っていく必要があります。
- 消防力強化と住民サービスの維持・向上を図るため、とかち広域消防事務組合による効果的な消防体制と効率的な組織運営が求められています。
- 老朽化した消防施設や消防水利は、それぞれの更新基準に基づき、計画的に整備を推進することが必要となっています。

【基本方針】

- ◆ 町民の生命身体及び財産を守る責務を十分に果たすため、迅速かつ効率的・効果的な消防体制の充実を図り、十勝圏における消防行政の円滑な運営を確保します。
- ◆ とかち広域消防局による「消防施設等整備計画」に基づき、消防力の充実強化を図るとともに、指揮体制・安全管理体制の確立、教育訓練の充実による職員の資質の向上など、町民の安心安全な暮らしを支えます。

【施策の方向性】

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防広域化による組織力を最大限生かし、災害地点への直近の消防署からの出動など、市町村区域を越えた消防活動を通じ、救命率の向上等住民サービスの更なる向上を図ります。
- (2) とかち広域消防局が保有する消防力・人員で、大規模災害・活動時間の長期化などへの災害対応力の強化を図ります。
- (3) 特殊な災害に対応する車両や資機材については、重複投資を避け、とかち広域消防局で計画的かつ効率的な整備をします。
- (4) 防火・防災意識を啓発し、高齢者や障がい者等の災害弱者に対する防火対策や、公区や自主防災組織、事業所が行う消防訓練の支援を行いながら、地域の防災力の充実を図ります。
- (5) 地域消防力の中核を担う消防団員の確保に向け、訓練・演習などの消防団活動に対する理解と普及を促進するとともに、消防団員の装備の充実を図り、安全で円滑な災害活動に努めます。
- (6) 消火栓や防火水槽などの更新・整備を計画的に進め、消防水利の保全に努めます。

2 救急体制の充実

- (1) 医療機関との連携を強化し、資機材の整備と教育訓練に努め、高度化する救急業務を適切に行える救急救命士の養成など救急救命体制の充実を図ります。
- (2) 学校や事業所のほか、広く町民を対象にした応急手当講習会を行い、応急処置や心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）の使用方法などの救急処置の普及を推進します。

第8節 町民の安全・安心を守る災害対応の充実

【現状と課題】

- 本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、「幕別町地域防災計画」により、広域的な防災体制を確立しています。
- 万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、国や北海道、関係機関と連携し、「幕別町国民保護計画」に基づき、町民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うための即応体制を構築する必要があります。
- 大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での自主的な活動が重要となることから、日ごろから町民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要であります。
- このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

【基本方針】

- ◆ 地域住民や国、道、警察、企業など様々な関係機関との連携を図り、防災体制を整備するとともに、地域における自主防災組織づくりを進めます。

【施策の方向性】

1 災害に強いまちづくり

- (1) 長期的視点に立った公共施設やインフラ施設の適正な維持管理・更新を進めます。
- (2) 水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保と必要に応じた整備を進めます。
- (3) ICTの発展による新たな情報伝達手段の導入など、多様な情報伝達手段の確保により、効果的かつ確実な情報伝達システムの構築を図ります。

2 防災体制の充実

- (1) 「幕別町地域防災計画」や「ハザードマップ」は、必要に応じて随時見直しを行います。
- (2) 町民自らが災害情報を収集し、災害から身を守るために迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図ります。
- (3) 避難場所・避難所の周知を図り、自主防災組織などと連携した避難誘導體制の充実に努めるとともに、民生委員、地域住民、福祉施設の管理者などと連携し、避難行動要支援者への対応を図ります。
- (4) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の計画的な確保を推進し、町民に迅速に提供できる体制を強化するとともに、各家庭において、食料や飲料水などの備蓄を促進していく家庭内備蓄の必要性について啓発を図ります。
- (5) 災害時における救助及び医療など、総合的な応急対策を強化し、不足物資の調達体制を確保するため、行政機関や公的機関、各種民間団体等との災害時応援協定の締結を推進します。
- (6) 地域における防災訓練の実施により、町民の災害への備えを促進します。
- (7) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」及び「幕別町国民保護計画」に基づき、町民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、町民の安全を図るとともに、国及び北海道と連携して、国民保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等について啓発します。

3 業務継続計画（BCP）の策定

- (1) 災害時において、災害応急対策業務や必要な通常業務、復旧・復興業務を円滑に行うため、業務継続計画（BCP）を策定します。

4 自主防災組織の育成

- (1) 災害時の被害を最小限に抑えるために地域住民による組織的な協力、防災行動が極めて重要な役割を果たすことから、公区単位など、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進します。
- (2) 平常時の防災活動の実施、災害時の町民把握あるいは避難行動を考慮し、町が指定する避難所の公区相互の連携のため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」の設置を図ります。

第9節 交通安全と防犯体制の充実

【現状と課題】

- 飲酒運転や高齢ドライバーの運転操作ミスなどによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。
- 今後も、高齢ドライバーがさらに増加することが予想され、交通事故の増加も懸念されます。
- 交通事故から町民を守るため、子どもから高齢者まで幅広く交通安全教育を実施するとともに、警察・行政・各種団体が相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。
- 最近の犯罪は、巧妙な特殊詐欺やサイバー犯罪など、子どもや女性、高齢者などが被害者となるケースが増加しています。
- 防犯体制については、幕別町生活安全推進協議会が中心となり、地域や警察、関係機関、団体との連携を強化し、誰もが犯罪を起こさない、犯罪に巻き込まれないような活動を進めていく必要があります。

【基本方針】

- ◆ 交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備をはじめ、警察、行政、団体などが相互に連携し、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組みます。
- ◆ 犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ、関係機関、団体との連携を強化し、防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の方向性】

1 交通安全思想の普及

- (1) 街頭啓発や交通安全教室などの開催により、交通安全対策を進めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、町民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 高齢ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知するとともに、積極的に交通安全教室を開催します。

2 交通安全施設の整備

- (1) 交通事故に関する調査分析を行うとともに、交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置、信号機の設置要望など関係機関と協力し、子どもたちや高齢者などが安全に通行できる交通安全施設の整備を図ります。

3 防犯体制の充実

- (1) 幕別町生活安全推進協議会や地域、警察などの関係機関・団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (2) 青少年の非行防止と有害環境の浄化活動や、長寿社会に対応した高齢者の犯罪被害防止活動の推進を図ります。

4 自主防犯活動の促進

- (1) 防犯メールを活用するほか、各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を行います。

5 街路灯の整備

- (1) 夜間における住民生活の安全を確保するため、公区と連携して防犯灯の適正配置並びに老朽化に伴う更新を進めます。

第10節 消費者の権利尊重と自立支援

【現状と課題】

- 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪質商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、主に高齢者を標的とした振り込め詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。
- インターネットをはじめとした高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、契約トラブルをはじめ消費者問題は複雑化、多様化しており、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。
- 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、消費者市民社会の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための消費者教育を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。

【基本方針】

- ◆ 町民が消費生活にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように消費生活センターの活用を促進し、消費者の意識向上と消費生活の安定を図ります。

【施策の方向性】

1 消費者の保護

- (1) 消費者被害の防止及び適切な救済のため、消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。

2 消費者の自立支援

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身に付けることができるよう、意識啓発を行うとともに消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。

第 11 節 墓地環境と火葬場の整備

【現状と課題】

- 本町では、11 か所の墓地の貸付けを行っており、墓地区画の利用者の高齢化が進んでいることから、既存施設の整備を視野に入れるとともに、時代に対応した墓地の在り方を検討する必要があります。
- 火葬場は幕別町のほかに大樹町と共同で大樹町内に設置している火葬場があり、これらの施設はいずれも老朽化が進んでいます。

【基本方針】

- ◆ 既存墓地の整備を進めるとともに、時代に対応した墓地の在り方や老朽化してきている火葬場の長寿化を図り、建替えについても検討を進めます。

【施策の方向性】

1 墓地の整備

- (1) 既存墓地の適切な管理を行い、高齢者も利用しやすい良好な環境づくりを進めます。
- (2) 時代に対応した墓地の在り方について検討します。

2 火葬場の整備

- (1) 計画的に施設の改修を図るとともに、改築についても検討を進めます。

第4章 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる

第1節 豊かな人生を育む生涯学習の推進

【現状と課題】

- 生涯学習は、町民が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育のほか、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など様々な場や機会において行われる広義の学習であり、生涯いつでも、自由に学習する機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現が求められています。
- 学校教育、社会教育はもとより、福祉や保健などあらゆる分野との連携が必要であり、「幕別町生涯学習中期計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習施策を展開し、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の充実を目指します。

【基本方針】

- ◆ 多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたる学習活動を通じ、その学習効果が還元される総合的な環境づくりを進めます。
- ◆ 百年記念ホールや図書館をはじめとする生涯学習の拠点施設を有効活用するとともに、札内コミュニティプラザや町民会館、忠類コミュニティセンターなどの施設も活用し、各種事業や生涯学習講座の充実に取り組みます。

【施策の方向性】

1 学習プログラムの充実

- (1) 多様化・高度化する学習ニーズに応え、町民それぞれが自らに適した生涯学習の機会を得られるよう、ソフト・ハード両面の体制づくりに取り組みます。

2 情報提供の充実

- (1) 一人ひとりの多様な個性・能力を生かし、生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高められるよう、学習情報の効果的な発信に努めます。

3 指導者・団体の育成

- (1) 生涯学習において知識や技能を有する人材の発掘や指導者の育成・確保を図り、指導体制の維持、拡充に努めます。

4 学習・活動機会の充実

- (1) 地域の特性や年齢階層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催など様々な学習機会の提供を図るとともに、誰もが参加しやすい体制を設けることで生涯学習への関心を高めます。
- (2) 多様な学習サービスの質の保証・向上、学習成果の活用、学習活動を通じた地域活動の推進など活動機会の充実を図ります。

5 施設の機能充実

- (1) 百年記念ホールや札内コミュニティプラザ、町民会館、忠類コミュニティセンターなど生涯学習施設等の機能充実を図ります。

6 図書館機能の拡充

- (1) 住民参画による図書館事業を行うための人材育成を図るとともに、町民を主体とする「図書館アドバイザー会議」などにより、図書館の機能強化に努めます。
- (2) 住民ニーズをとらえた特色のある蔵書や図書企画展示の充実に努め、個性や魅力のある図書館づくりを進めます。
- (3) 子育てや保健、福祉など様々な分野と連携した事業を展開し、図書館を核とした知の拠点づくりに取り組みます。

第2節 「生きる力」を育む学校教育の推進

【現状と課題】

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑多様化しており、社会変化に適切な対応が出来る児童生徒の育成と心の悩みを持つ児童生徒に対する教職員の資質の向上が求められています。
- 子どもたちのいじめ、不登校、ネットトラブル等の未然防止を図るとともに、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、早期発見・早期対応を行うことが大切です。
- 子どもたち一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身に付け、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められています。
- 本町には幼稚園2園、小学校9校、中学校5校、高等学校2校、特別支援学校1校があります。
- 町が設置する各学校等の状況に応じた計画的な学校施設の整備が求められています。
- 情報教育については、ICT環境の整備と教育内容の充実に向けたタブレットなど情報通信機器や校内LANなどの通信環境の整備が必要です。

【基本方針】

- ◆ 本町教育目標である「郷土を愛し 自ら学び 心豊かに生きる人」の具現化を目指し、全ての児童生徒が、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。
- ◆ 一貫教育の推進により、子どもの発達等に応じた柔軟で多様な教育の充実を図るとともに地域の教育資源を活用し、郷土に誇りを持つ子どもを育みます。

【施策の方向性】

1 幼児教育の充実

- (1) 異年齢保育や預かり保育、満3歳児保育の充実を図り、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児一人ひとりの健やかな成長を育む教育を推進します。
- (2) 幼稚園、保育所、小学校との交流連携を拡充し、共通理解を進め、連続性のある円滑な教育を推進します。
- (3) 就園奨励費補助事業や私立幼稚園入園料・保育料補助事業を実施し、幼稚園教育の振興や就園負担の公平化、保護者負担の軽減に努めます。
- (4) 教育環境を整えるとともに、教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。

2 小中学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づき、子どもたちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を養うため、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスが取れた生きる力を育む教育を推進します。
- (2) 幕別町の産業や文化などをまとめた社会科副読本の授業での活用や、地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深める教育を推進します。
- (3) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用とともに、学校評価に取り組み、地域の力を学校運営に生かし、社会に開かれた学校経営を推進します。
- (4) 学校ICT環境の整備・活用を図り、高度情報化に対応した教育を推進します。
- (5) 「まくべつ教育の日」を中心に、社会に開かれた学校づくりを行うため、子どもを真ん中に地域住民等との連携・協力関係を深めた教育を推進します。
- (6) 支援を必要としている児童生徒が、適切な教育を受けられるよう関係機関と連携し、それぞれに応じた適切な学びを保障する特別支援教育を推進します。
- (7) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- (8) 教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。

- (9) いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制を充実するとともに、学校・家庭・地域の連携を図ります。
- (10) 体験活動などを通じて、「食」に関する知識と正しい食習慣を身に付け、健全な成長を育む食育を推進します。
- (11) 安全な給食を提供するため、食器や機材などの更新整備を進めます。
- (12) 健やかな成長に資する給食の提供に努めるとともに地域の食材を生かした給食の充実を図ります。
- (13) 小中学校が目指す子ども像を共有する義務教育9年間を通した小中一貫教育を推進し、ふるさとに誇りを持つ子どもを育みます。
- (14) 義務教育期間における保護者負担の軽減に努めます。

3 教育施設の整備

- (1) 幼児・児童・生徒の推移など長期展望に立って、施設規模の適正化及び適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備・改修を推進します。
- (2) 教職員の居住動向を勘案し、教職員住宅の改修整備を行います。

4 高等学校教育・特別支援学校の支援

- (1) 各学校の特色を生かした魅力ある学校づくりについて、支援を行うとともに、義務教育課程との連携を図ります。
- (2) 社会に開かれた学校づくりを推進するため、高校版学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入に向けて、学校設置者と協議します。
- (3) 特別支援学校の教育活動について、地域や関係団体等が一体となり、支援を行います。
- (4) 経済的理由により就学が困難な生徒を支援します。

第3節 青少年の健全育成の推進

【現状と課題】

- 次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかけがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進していくことが必要です。

【基本方針】

- ◆ 未来を担う青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

【施策の方向性】

1 青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します。
- (2) 自然体験やボランティア活動など多様な経験を通し、豊かな人間性を育てます。
- (3) 家庭、地域、学校、関係機関の連携を図り、「幕別町PTA連合会」や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対して支援を行い、青少年の健全育成を推進します。

第4節 芸術・文化活動の振興

【現状と課題】

- 音楽、美術、演劇、映画などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。
- 芸術・文化活動の発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

【基本方針】

- ◆ 国内外の優れた芸術文化に接し、体感できる鑑賞機会などの提供や自主的な活動による芸術文化の振興と豊かな情操の育成を図ります。

【施策の方向性】

1 芸術・文化活動の支援と人材育成

- (1) 文化・芸術に関する学習の成果を発表・鑑賞する機会を提供する文化協会や町民芸術劇場などの団体を支援し、リーダーの育成とともに自主的な活動を促進します。
- (2) 芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、本町の芸術・文化の拠点施設である「百年記念ホール」をはじめ、公共施設の活用を図ります。

2 芸術・文化事業の推進

- (1) 町出身の芸術家や芸術・文化を愛する町民の作品等を発表する機会を設けるなど、芸術・文化のさらなる振興発展を促進します。

3 芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 子どもや初心者にも配慮した文化講座、教室を開催するとともに、町民が生涯を心豊かに過ごすため、優れた芸術・文化を体感できる鑑賞機会の提供に取り組みます。

第5節 歴史的文化の保存・伝承

【現状と課題】

- 本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、郷土文化資料を通じて、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要です。
- 現在、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館は、施設の老朽化が進んでいることから整備が必要となっています。
- アイヌ文化に関しては、平成9年度に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定により、総合的な政策が推進されてきており、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現が望まれています。
- 昭和44年に発見されたナウマン象化石骨は、世界的にも貴重な資料であり、その復元骨格標本や発掘資料などをナウマン象記念館に展示し、現在も多くの人に注目されています。
- ナウマン象の歴史、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓以来の歴史・文化など保存・伝承すべき有形、無形の貴重なふるさとの資源が豊富にあり、これらを後世に伝えていくことが求められています。

【基本方針】

- ◆ 本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集・保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化の保存・継承を図ります。

【施策の方向性】

1 施設の充実

- (1) 歴史的資料を適切に保存し、公開施設の整備・改修等、充実を図ります。

2 歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援するとともに、本町の歴史を伝承する活動の充実を図ります。
- (2) 各種の資料をテーマに沿って展示・公開し、児童生徒や町民に郷土の歴史に触れる機会を設けるとともに、専門的知識を有する人材の活用・育成を図ります。

3 アイヌ文化の保存振興と理解の促進

- (1) アイヌ民族の歴史・文化などの調査研究を進め、その保存・伝承活動を支援します。
- (2) 町民がアイヌの人々や文化について理解を深めるため、学習機会の提供に努めます。

第6節 健康づくりとスポーツ活動の振興

【現状と課題】

- 多くの人が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。
- スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるほか、青少年が思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割も果たしています。
- 本町は、陸上競技場や野球場、スポーツセンターなどがあるほか、町発祥のコミュニティスポーツであるパークゴルフ場など町民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境が整備されています。
- オリンピック選手やプロスポーツ選手など本町出身の多くのアスリートがいろいろな分野で活躍しています。
- スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図るとともに障がいを持つ方も含め子どもから高齢者までスポーツに取り組める環境の普及を進める必要があります。
- パークゴルフは、コミュニティスポーツとして道内外はもとより海外にも普及していますが、日本パークゴルフ協会や様々な分野と連携しながら振興していく必要があります。

【基本方針】

- ◆ 町民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ◆ パークゴルフの振興とスポーツ・レクリエーションの指導者、団体の育成を図ります。
- ◆ 町出身のアスリートやスポーツ団体と連携し、次世代のアスリートの育成に努めます。

【施策の方向性】

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 個々の運動能力に応じた体力づくり講座、各種講習会などの開催を通じて、あらゆる人がスポーツ・レクリエーションに親しめる機会の充実を図ります。
- (2) スポーツ教室や施設、大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。
- (3) 町出身のアスリートやスポーツ団体との連携により各種大会やイベント、合宿誘致などを通し、スポーツに対する意識を向上させるとともに、次世代のオリンピックアスリートの育成を進めます。

2 指導者・組織の育成と支援

- (1) 体育連盟やスポーツ少年団をはじめ、町民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」の支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者や団体に対して情報提供の充実に努め、指導者の養成を図ります。

3 社会体育施設の整備拡充と有効活用

- (1) 社会体育施設の計画的な環境整備を進めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営と機能充実を推進します。
- (2) 学校体育施設の開放による有効活用を進めます。

4 パークゴルフの振興

- (1) パークゴルフの発祥の地として、国内外への情報発信に努めるとともに、日本パークゴルフ協会や様々な分野と連携しながら、一層の振興を図ります。

第5章 自然との調和で快適な住まいる

第1節 美しい自然環境の保護と循環型社会の形成

【現状と課題】

- 本町の美しい自然は、そこに住む町民共通の財産であり、ふるさとの愛着心を養うとともに、住んでみたくなる魅力を秘めています。
- 豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムの在り方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。
- 地球の温暖化などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした町民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。
- 資源の保護や環境の保全の観点に立ち、循環型社会にふさわしい3Rの推進により、環境負荷をできる限り低減することが求められています。
- 他市町村と共同運営により、帯広市と広尾町に設置している「ごみ処理施設」については、いずれも老朽化が進んでいます。

【基本方針】

- ◆ 貴重な動植物の保護と自然保護意識の啓発を図ります。
- ◆ 環境の保全を図るため、町民・事業者・行政が連携し、ごみの排出量の抑制を行うとともに、ごみの適正な処理と不法投棄のないまちづくりを推進します。
- ◆ 美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともに、循環型社会の形成と資源の有効活用や省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を推進します。

【施策の方向性】

1 自然保護意識の啓発

- (1) 国や道など関係機関と連携し、自然保護意識の啓発を図ります。

2 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- (1) 環境負荷を軽減するため、省エネルギー化を一層推進します。
- (2) 太陽光発電の普及やエコカーなどの導入を促進するとともに、地産地消を目指した再生可能エネルギーの普及を促進します。

3 ごみ処理の適正化による循環型社会の形成

- (1) 町民、事業者、行政が一体となり、3Rによるごみの排出量の抑制と適正処理を推進し、環境に優しい循環型社会の形成を目指します。
- (2) 老朽化したごみ処理施設について、関係市町村との協議を図り、計画的に整備を進めます。

4 環境美化の推進

- (1) 道路や公園の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり支援事業などを通じ、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、適切な衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車等の撤去などを行い、周辺環境の適正な維持に努めます。

5 不法投棄の防止

- (1) 不法投棄防止に向けた意識啓発と、監視体制の強化を図ります。

6 公害のないまちづくり

- (1) 公害の未然防止や監視体制の強化を図り、総合的な公害防止対策の推進と環境の悪化防止に努めます。

第2節 安全で機能的な道路と公共交通体系の整備

【現状と課題】

- 安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動、観光面において重要な役割を果たしています。
- 町道の舗装率は平成29年4月現在、市街地で96.5%、郊外地で53.3%、全体で60.6%であり、交通需要や地域要望などを総合的に検討し、未舗装となっている町道の計画的な整備が必要となっており、整備済み路線においても、長寿命化を図るため、計画的な補修が必要となっています。
- 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、定期的に橋梁点検を行い、適時修繕を行う予防保全型のメンテナンスが必要となっています。
- 道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であり、誰にでも優しく親しみがわく道づくりが求められています。
- 冬期における道路は、安全で安心して通行できるよう、迅速できめ細やかな除排雪が求められています。
- J Rや地方バス路線をはじめ、コミュニティバス、予約型乗合タクシーなどの公共交通機関は、通勤や通学、通院や買い物など、生活交通手段として大きな役割を担っており、その維持や利便性の向上が求められています。

【基本方針】

- ◆ 国道や道道の整備を引き続き関係機関に要請するとともに、町道の整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立と景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を推進します。
- ◆ 地域住民の声を踏まえ、J Rや地方バス路線の運行の維持とコミュニティバスや予約型乗合タクシーの利便性の向上を図ります。
- ◆ 冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

【施策の方向性】

1 主要幹線道路の整備促進

- (1) 北海道横断自動車道と高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、道道の拡幅事業などについて、北海道などの関係機関に対して引き続き要望します。

2 町道の保全と整備

- (1) 国道・道道など、広域的な幹線道路網へのアクセスを考慮し、円滑な交通及び生活の利便性を重視した町道の整備を計画的に進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高め緊急性、必要性、公益性を考慮した路線の整備と緊急輸送道路の整備強化を行い、交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路橋の予防的な修繕や計画的な架替を行い、道路網の安全性・信頼性を確保します。

3 安全な道路環境の整備

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、人に優しい道づくりを進めます。

4 公共交通機関の確保

- (1) J R 及び地方バス路線の維持や利用しやすいダイヤの改正などを関係機関に要望します。
- (2) コミュニティバスや予約型乗合タクシーにより、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する必要な生活交通手段の確保を図ります。

5 除排雪体制の確立

- (1) 安全な冬期道路交通網の確保に当たっては、民間事業者を活用するなど機動力のある除排雪体制を確立するとともに、町有除雪機械の計画的な整備充実を図ります。
- (2) 地域ごとの降雪状況の把握に努め、迅速かつきめ細かな除排雪を推進し、町民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) ボランティアを含め、地域住民の自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図ります。

第3節 地域に即した安心して生活できる住環境の整備

【現状と課題】

- 住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。
- 持ち家率は、平成27年国勢調査で71.4%となっており、北海道平均の55.8%を大きく上回っており、民間賃貸住宅は、札幌地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。
- 町内の総世帯数の約9.9%を占める公営住宅は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。
- 住宅環境の整備は、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、UIJターンを対象とした移住・定住促進、市街地未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。
- 地震災害などに強い住宅整備の促進や街並み景観の向上、高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

【基本方針】

- ◆ 民間賃貸住宅の建設促進などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子高齢化、地震災害などに対応した住宅の整備や良質な居住環境の形成を図ります。
- ◆ 公営住宅は、地域の特性を踏まえた住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや改善を行います。

【施策の方向性】

1 良好な居住環境の確保

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援を行い、良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 子育て世代や高齢者などの多様な住民ニーズに対応した住宅の確保について、官民連携により推進します。

2 土地開発指導の適正な運用

- (1) 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置と安定的な供給の誘導を図ります。

3 計画的な公営住宅の再生

- (1) 住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画による建て替えや、住宅の改善などを進めます。
- (2) 少子高齢化社会に対応した、人と環境に優しい質の高い住環境づくりを推進します。

第4節 町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備

【現状と課題】

- 公園や緑地は、町民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止や緑を活用した景観形成、コミュニティ活動の拠点としても重要な役割を果たしています。
- 平成29年4月現在、98か所、総面積242.06haの公園・緑地を有し、町が推進している協働のまちづくり事業などにより、町民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。
- 幅広い世代の利用を図り、親しみが持てる公園とするため、公園のプランづくりや遊具等の更新・整備には、町民参加の仕組みづくりが求められています。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するためには、町民と協働による適切な維持管理が重要となります。

【基本方針】

- ◆ 町民参加を基本とし、地域の特色を生かした公園の整備充実を図ります。

【施策の方向性】

1 うるおいのある公園の保全と整備

- (1) 公園長寿命化計画に基づき、公園施設の予防的な修繕や計画的な再整備など、町民の身近な広場として、町民参加を基本に公園整備を計画的に進めます。
- (2) 子どもや高齢者など、誰もが安全で安心して楽しむことができ、コミュニケーションの場となる公園づくりを目指します。
- (3) 地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進するとともに、自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めます。

2 緑地の維持保全

- (1) 緑地の適正な保全を図るため、「緑の基本計画」に基づき長期的な緑地の維持保全に努めます。
- (2) 協働のまちづくり事業を通じ、町民の緑化意識の高揚を図ります。

第5節 安全安心な水道事業の運営

【現状と課題】

- 平成28年度の上水道事業は、給水世帯数9,967世帯、年間給水量は約249.4万 m^3 、一日平均給水量は6,834 m^3 で、平成18年度に比べると、約3.2%増加しています。
- 簡易水道は、給水世帯数1,092世帯、年間給水量は約69.4万 m^3 、一日平均給水量は1,901 m^3 で、平成18年度に比べると、横ばい状態で推移しています。
- 水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した、危機管理体制を構築することが必要です。

【基本方針】

- ◆ 水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を推進し、災害時に的確な対処ができるような体制づくりに努めます。
- ◆ 水道水源の環境保全を図り、良質な水資源を確保し、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

【施策の方向性】

1 安全で安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに、水道施設の整備を計画的に進め、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 十勝中部広域水道企業団と連携を図りながら、安定した給水を行います。
- (3) 未普及地区の解消に努め、水道普及率向上を図ります。
- (4) 地震等の災害時にも一定の給水を行えるような強い水道の構築に努めるとともに、町民の節水意識の高揚を図ります。

2 水道事業の健全な運営

- (1) 効率的な施設整備と適正な管理や水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を考慮した健全な事業経営を維持します。
- (2) 町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい水道経営の情報提供に努めます。

第6節 下水道の計画的な推進と効率的な排水処理

【現状と課題】

- 下水道は、生活排水処理（汚水処理）、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除などを目的として、幕別及び札幌市街では公共下水道、忠類市街では農業集落排水により事業を実施しています。
- 平成28年度末の水洗化普及率は、98.0%と下水道による水洗化は普及している状況にありますが、下水道施設は供用開始から20年以上が経過し、機械・電気設備や管渠を含めた施設全体の維持管理や改築の在り方の検討が求められています。
- 市街地以外の郊外地は、生活環境と水質保全を目的に、し尿や生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業において合併浄化槽の整備を進めており、水洗化普及率は66.6%となっています。
- 幕別市街の下水道は、単独公共下水道として下水処理場を管理しており、流域関連公共下水道である札幌市街と比較して維持管理費が高額であり、効率的な下水処理の在り方について検討が必要となっています。
- 雨水排水対策については、近年発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）への確実な対応が求められることから、適切な整備と維持管理に努めていく必要があります。

【基本方針】

- ◆ 雨水排水施設を含めた下水道施設全体の適切な維持管理を図り、計画的な改築・更新を進めます。
- ◆ 効率的な下水処理の在り方についての検討や事業を推進します。
- ◆ 公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設など、各事業の経常収支の均衡を考慮し、健全な事業経営に努めます。

【施策の方向性】

1 計画的な下水道事業の推進

- (1) 公共下水道や農業集落排水の処理区域内における下水道接続の普及と郊外地の合併浄化槽の整備・普及を推進します。
- (2) 下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を策定し、施設全体の持続的な機能確保やライフサイクルコストの低減を図ります。

2 効率的な下水処理の推進

- (1) 幕別市街と札幌市街の処理区の統合など、効率的な下水処理の検討や事業を推進し、維持管理費の低減を図ります。

3 財政収支の適正化

- (1) 各種事業の使用料適正化を図り、健全な事業経営に努めます。
- (2) 町民の理解が得られるよう、公営企業としての経営状況に関する幅広い情報の提供に努めます。

4 雨水排水対策の推進

- (1) 市街地における雨水対策上必要とされる施設整備と、適切な維持管理に努めます。

第7節 計画的な土地利用の推進

【現状と課題】

- 本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベッタウンとしてこれまで市街地を形成してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた幕別地区、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。
- 産業及び人口動向、社会構造の変化に対応した効率的市街地の形成や、秩序ある土地利用を図るため、社会情勢に対応した中長期的土地利用計画を策定する必要があります。
- 豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを土地利用の基本とし、産業系用地は企業ニーズ、立地動向を考慮し、交通アクセス環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。
- 今後の土地需要に対しては、既成市街地の低・未利用地や人口減少地区の空閑地を利活用するなど、効率的な市街地の形成が必要となります。
- 開発計画への対応に当たっては、土地利用計画と整合性を図られるよう誘導するなど、秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 多様な道路交通網の整備に伴い発生する、主要幹線沿いの新たなニーズに対しては、周辺環境に配慮しつつ、地域の特色に応じた土地利用を進めることが重要と考えられます。

【基本方針】

- ◆ 各種計画に基づいた計画的で個性を生かした土地利用を図り、産業の立地動向と交通アクセス環境を考慮した利便性ある土地利用を推進します。
- ◆ 安全でゆとりある生活環境や良好な生産環境を創出し、豊かな自然環境の保全に配慮した土地利用を推進します。

【施策の方向性】

1 計画に沿った土地利用

- (1) 多面的な地区の特色に応じた市街地の形成や長期的な視点に立った適正な土地利用を進めます。
- (2) 主要幹線道路沿線は、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性に鑑み、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。
- (3) 新たな時代・環境に対応した秩序ある土地利用を図るため、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づいた土地利用を推進します。
- (4) 今後の土地需要に対しては、民間活力も活用しつつ、民間事業者や町民等の意見を踏まえて、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図り、活気ある市街地の形成に努めます。
- (5) 地籍調査事業を計画的に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。